

# 城北中学校生徒指導規程

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この規程は、全校生徒が「城北中学校の生徒である」ことに自覚と誇りを持って行動し、「安心・安全な学校生活を送る」ことができるよう、必要な規定とは何かを、本校生徒と教職員が共に協議し、作成したものである。

## 第2章 学校生活に関すること

### （服装）

第2条 校内外の学習活動及び登下校の際は、学校が定める制服を正しく着用する。

#### （1）制服の着用について

- ア 学校が定める制服（冬服、合服、夏服）を各自の体調に合わせて正しく着用する。
- イ スカートの長さはひざがかくれる長さとする。
- ウ スカート、スラックスはどちらを着用してもよい。
- エ 男子はベルトを着用する。ベルトは黒色または濃い茶色で、飾りのついていないものとする。

#### （2）防寒着について

- ア セーター等は既定のものを着用する。3年生は、既定のものではない場合、色は黒・紺・灰色とする。（制服より外部に出ないもの。）
- イ 登下校における防寒着（ウインドブレーカー）は、部活動で指定されたもの、または学校指定のウインドブレーカーを着用してもよい。上記以外のウインドブレーカーは不可とする。
- ウ マフラー（ネックウォーマー）・手袋は着用してもよい。ただし校舎内では着用しない。
- エ 耳あては許可しない。
- オ 各自の体調に合わせて正しく着用する。
- カ 3年生については、新しい制服を着用しても可。

#### （3）その他

- ア ネームは、年間を通して規定のネームを胸ポケットにつける。
- イ 靴下の色は、白・黒・紺とする。くるぶしソックスは不可。
- ウ 靴は、体育の授業に適する白の運動靴で、靴

ひもを含め白一色とする。スニーカー、ハイカットのものは不可とする。

エ 上履きは、規定のシューズとする。色は学年規定の色とする。

オ 体育時間の服装は、規定の体操服とする。

\*熱中症対策として、帽子着用は可とする。  
(白が基調のもの)

カ 上半身に着用する下着は華美でないものとする。ハイネックやタートルネックは許可しない。

（4）第2条「制服」については、必要に応じて生徒・保護者の意向を十分考慮し、柔軟な対応を実施する。

### （通学かばん）

第3条 城北中学校の通学かばんに関する規定は、次のとおりとする。

- （1）通学かばんは学校指定のバッグを使用する。
- （2）（1）のかばんに入りきらない荷物は、学校指定のサブバッグに入れて通学する。

### （髪型）

第4条 社会の一員としてふさわしい、清潔感のある髪型とする。

#### （1）禁止事項

- ア 染色、脱色、パーマ等。
- イ 特異な髪型（左右非対称、段差の大きいもの等）。
- ウ 整髪料の使用。

#### （2）清潔感のある髪型について

- ア 前髪は、目にかかるないようにする。
- イ 男子は、耳、襟にかかるないようにする。
- ウ 女子は、髪が肩につく場合は、後ろで1つまたは、2つにまとめる。
- エ ヘアピン・ゴムなどを使用する場合は華美にならないようにする。ゴムの色は、黒・紺・茶とする。

### （化粧・装飾品等）

第5条 次のことを禁止する。

- （1）ミサンガ・ピアス・指輪等のアクセサリー
- （2）化粧（アイプチ等も含む）、マニキュア、ペディキュア、まゆ毛を意図的に剃る。

## (所持品)

第6条 学習に必要なものは持つてこない。

(1)次の物品については不要物とする。

- ア 携帯電話（スマートフォン）
- イ ゲーム機、音楽プレイヤー機器
- ウ 菓子類、雑誌・漫画、カード類
- エ その他学校生活に必要なもの

(2)不要物については、学校で預かり、保護者へ直接返却とする。

第7条 不必要なお金を持参しない。諸事情等で持参した場合は朝学活の時に必ず担任に預ける。生徒間でのお金の貸し借りは絶対しない。

第8条 Chromebookの使用については、よりよい学習や学校生活の実現のために、目的を考えて使用する。

- (1) 具体的には以下の内容を守り、主体的に判断し、行動することで有効活用する。
  - ア 盗撮や個人情報の流出はしない。
  - イ 学習に関係のないアプリやサイトは使わない。
  - ウ 自分の健康を考えて使う。
- (2) Chromebookの使用について、定期的に話し合いや見直しを行っていく。

## (登下校・外出)

第9条 交通ルールやマナーを守り、安全に登下校を行う。下校時は、寄り道をせずに帰宅する。

第10条 欠席・遅刻の場合は8時20分までに、保護者が学校へ必ず連絡する。

第11条 一旦登校した後は、許可なく校外に出ることは禁止する。

## (自転車通学)

第12条 自転車通学は、次に示す規定に従って行う。

- (1) 自転車で通学できる者は学校が配布する「自転車通学範囲」に住む者とし、許可後、許可証（番号シール）を後部反射鏡の付近につけ、通学する。
- (2) 身体及び特別な事情のため自転車で通学を希望する者は学校に届け出て、許可を受ける。自転車通学の必要がなくなったときは、直ちに本人が届け出る。

- (3) 許可証紛失・新たに自転車を購入した等により新たに許可証が必要になった場合は、直ちに届け出て新しい許可証をつける。
- (4) 自転車は指定された場所に置く。
- (5) 自転車のスタンドは、両立てスタンドとする。
- (6) 自転車には鍵をかける（学校内外を問わない）。盗難防止のため、鍵は二重にかけることが望ましい。
- (7) 自転車を放置しない。駐輪所でない場所に置かない。
- (8) 自転車通学生は安全のため必ずヘルメットを着用する。あご紐をきちんととめ、ヘルメットがはずれないように、しっかりと固定する。
- (9) 無許可での自転車通学、校外への自転車放置、二人乗り、傘さし運転、ヘルメットをかぶらないまま運転するなどがあった場合は、指導を行う。（自転車通学許可を取り消すこともある。）

## 第3章 指導に関すること

第13条 教育上必要と認められる場合は、保護者との連携を行いながら指導を行う。

- (1) 法令・法規に違反する行為
- (2) その他
  - ア いじめ・暴力
  - イ 不要物の持ち込み
  - ウ 自転車通学についての規定違反
  - エ 指導に従わないなどの指導無視及び暴言等
  - オ その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為
- (3)次の内容については、校長の判断により関係機関との連携を積極的に行う。
  - ア いじめに関わる事案
  - イ 暴力行為に関わる事案
  - ウ 触法行為に関わる事案